

地域の幅広い課題に対応できる支援と質の向上

社会福祉法人みのり村 理事長
(大分県老人福祉施設協議会会長) 大木 隆 (他-35期 No.4778)
本部総務課長 松岡 敬一



少子高齢化が進む中で

社会福祉法人みのり村は、大分県の国東半島東南端の別府湾を望む杵築市と日出町に事業所がある。

国東半島は、2013(平成25)年に世界農業遺産*「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」として認定されたことでも知られ、瀬戸内海に面した温暖な気候と豊かな自然に恵まれている。またこの地域の歴史は古く、奈良時代から平安時代にかけ「六郷満山」と呼ばれる山岳仏教文化が栄えた一帯もある。

当法人の地域は、杵築市が人口約3万1千人余りで高齢化率は33%。日出町は人口2万8千人で高齢化率24%であり、両市町合わせても人口は6万人弱である。特に杵築市では全国平均を上回る高齢化率で少子高齢化が進行しており、地域包括ケアシステムの構築を全国に先駆けて進め、介護予防にも積極的に取組んでいる。

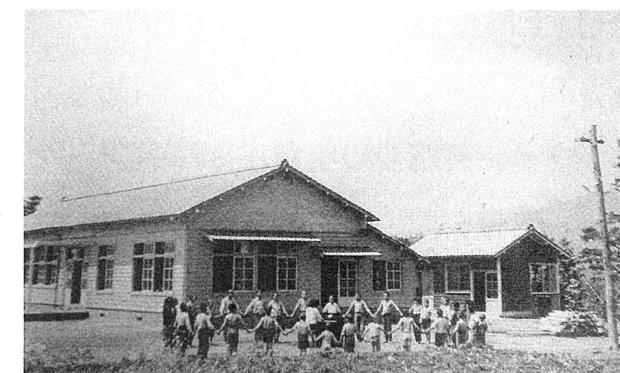
*国連食糧農業機関(FAO)が2002(平成14)年から開始したプログラム。社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに關わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を、次世代へ継承することを目的に認定する。2015(平成27)年11月現在、世界13か国の31地域が認定を受けている。

みのり村の歩み

当法人は、1951(昭和26)年、西日本初の精神薄弱児施設(当時。現在の障害児入所施設)「みのり園」として、日出町に4名の児童と6名の職員というささやかな規模で発足した。

当時、戦後の混乱と窮乏のなかで、創設者は職員とともに、地域住民などの篤い支援を受け、省みられることの少なかった障害児に光を当てようと施設を立ち上げ、支援に乗り出した。

その後施設は、関係者の努力により逐次、充実と定員増が図られ、1962(昭和37)年には日出町に精神薄弱者更生施設(当時。現在の障害者支援施設)白百合園、1964(昭和39)年には杵築市に精神薄弱者更生施設白萩園、その後、1974(昭和49)年には特別養護老人



創設期のみのり園

ホーム菩提樹を開設した(平成20年ユニット型に改築)。さらに、通所サービスとして高齢者デイサービスセンター、障害福祉サービス事業所(2ヶ所)、障がい者のグループホーム、日出町には児童発達支援センターを開設してきた。2015(平成27)年4月には杵築市内に高齢者、障がい者、児童が集う「高齢者まちかど交流サロン」を、社会貢献事業の一環としてオープンし、地域へ開放している。

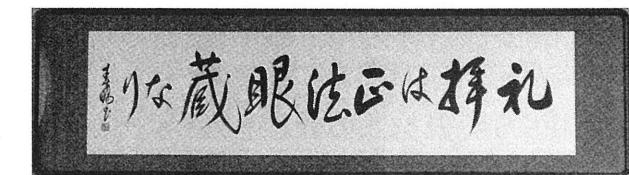
現在では、杵築市、日出町内に障害児・者、高齢者の9拠点の施設サービスを中心に在宅サービスの介護福祉タクシー、配食サービス、相談支援など発達障がい児から、障がい者、高齢者まで30以上の福祉事業を実施している。2015年は、法人を創設して64年を迎える。法人全体では、約500名がサービスを利用し、約270名の職員が従事している。

みのり村の特徴は、創設者が広大な土地を求める所にある。それぞれの行政区に拠点施設があり、障がい児から成人、就労そして老後までの安心を創りあげている。このような形で総合福祉ケアサポートセンターとしての機能を兼ね備えている。

当法人の経営理念は、「みのりの精神である、慈愛・奉仕・研究を基本精神とし、地域社会より愛され認められる法人を目指し、社会福祉事業の担い手として地域・社会へ貢献します」である。これは、創設当初からのみのりの精神である「人が人を大事にする。人間礼拝」を具現化したものである。

情報公開の姿勢と実践

2000(平成12)年に社会福祉基礎構造改革がスタートし、同年には介護保険制度が開始された。その後、障害者支援費制度が実施され、社会福祉制度の改革が始まった。時期を同じくして、当法人は、創設50周年を迎え2代目の



法人創設の精神を掲げた額

現理事長が就任した。法人にとって当時は、老朽化した入所施設の改築が喫緊の課題であった。

社会福祉基礎構造改革の全体像は、図1の通りであるが、ここでは①サービス供給量の確保、②福祉サービスの質の向上、③利用者の自立を支援する保護制度の整備、に着目し、当法人では、利用者のプライバシーへの配慮と、高齢化・重度化に対応する居住空間の整備、福祉の質を向上するための外部評価の導入、地域社会への情報発信が必要不可欠と考えた。

まず取り組んだのは、サービス提供の基盤となる時代に合ったハード面の計画的整備である。入所施設の全面改築と通所サービスの充実を集中的に進めてきた結果、2008(平成20)年に施設整備計画がひとまず完了した。翌年からは、ソフト面の強化として第三者評価の受審を開始した。これらは、旧措置制度からの組織風土の脱却と、ご利用者や地域社会に対して当法人の姿勢を示す「見える化」の取り組みである。

第三者評価受審と福祉サービスの質の改善

2009(平成21)年から開始した第三者評価は、入所施設を中心に5施設で受審してきた。2014(平成26)年度は、デイサービスセンターを受審し、今後さらに第2種事業の在宅サービス事業についても受審する予定である。

第三者評価を受審したことによる最大の利点は、施設の強み、弱みを同時に把握できることである。福祉サービスを提供する現場として、

外部から見た視点を職員全員で確認し、課題を共有出来たことは非常に意義深い。

実際受審した施設の管理者からは、「第三者評価を受審することが目的ではなく、受審して浮き彫りになった各課題を今後スタッフ一同により改善し更に向上させていくかを考える、そこまで行って初めて第三者評価を受審した意味合いが生まれてくる」との意見もあった。この評価結果は、関係機関のホームページにて公開している。

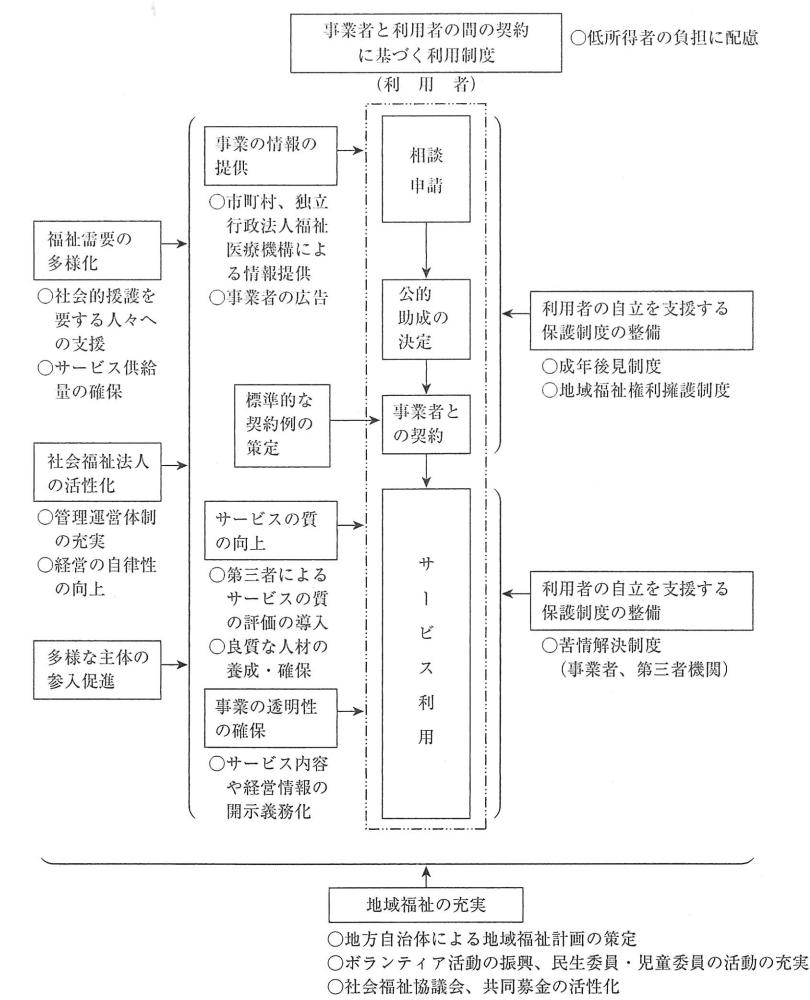
受審結果の指摘事項では、評価の高い点は、①理念や運営方針が明文化され日々の支援に生かされている、②利用者本位のサービスを提供し一人ひとりの個性を伸ばしている、③多彩

なクラブ活動、を展開している、というものであった。

一方、改善を求められる点として、①中長期的な事業計画の策定。②福利厚生事業への加入、③職員の人材育成のため、長期的な計画の作成、などの意見を頂いた。

この評価をもとに、理事会・評議員会及び施設管理者間で当法人のあるべき将来像を議論し、2014年度に中長期事業計画を策定した。現在、その実現に向けて、若手職員を中心とした勉強塾の開催、福利厚生事業への加入と充実、さらに管理者による人材育成検討会議を組織し、法人内部で侃々諤々の議論を開始したところである。

図1 社会福祉基礎構造改革の全体像



出展：社会保障審議会福祉部会(平成16年4月20日)資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2004/04/s0420-6a1.html>

「お客様」からの視点

第三者評価は、事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。そして、利用者や家族が福祉サービスを選ぶ重要な情報となることを目的としている。しかしこれは、単純に福祉サービスの質の向上に留まらず。福祉施設に対し「お客様」という新しい視点を取り入れた重要な仕組みであると考える。

このような取り組みは、社会福祉法人を経営する上で、利用者の安全、権利擁護、職員の育成、サービスの質の向上、中長期計画の策定等、健全な福祉経営を行う重要な指針となっている。

地域の課題解決に貢献していく取り組み

第三者評価は、目に見える形での評価でありこれは非常に重要なことである。しかし地域社会では、発達障がい児等の増加、認知症や引きこもり高齢者の急増、生活困窮者対策など、非常に複雑でかつ深刻な問題が多く発生している。従来の制度の枠組みでは対応しきれない、地域の福祉課題の解決に積極的に取り組む公益活動が、社会福祉法人の本来の使命だと考える。

当法人では現在、杵築市、日出町と災害発生時の福祉避難所の協定を締結し、地域の安



まちかど交流サロン 福ろう

全・安心な場所の提供に努めている。また、地域の交通事故防止のため自主的に交通安全街頭活動を年4回実施している。さらに、2015年に杵築市内に開所した介護予防拠点「まちかど交流サロン 福ろう」には、認知症カフェをオープンした。日出町内では、発達障がい児支援の拠点づくりを現在進めている。

より広域の取り組みとしては、生活困窮者支援として各法人が拠出金を出し合い、CSWを圏域内に配置した「おおいた“暮らしサポート”事業」にも参画して開始したところである。職員へは、認知症センター養成研修の受講も積極的に推進し、誰もが安心して暮らせる街づくりを市と一体となり法人全体で目指している。

地道な活動の継続から福祉社会の完成へ

時代の変遷と共に、福祉のあるべき形も少しづつ変化している。社会福祉法人に対して地域・社会から求められる役割が高度化する中で、福祉の主たる担い手となり、地域社会へ明確な姿勢を示していく必要がある。

当法人の、法人外部への発信を企図した活動は、まだ端緒を開いたばかりである。地域社会での地道な活動を継続していくことが福祉社会を完成させる近道であり「地域から愛され、認められる法人」に繋がって行くと考える。



福ろう内の認知症カフェ